

King of Lake規約

2023年3月1日規定

第1章 参加規定

第1条 参加者はスポーツマンシップに従い、公明、公平に競技を行い、安全を第一とし、より良い人格者であること。

第2条 社会秩序を守り、開催される浜名湖の規定に従うこと。

第3条 試合中の事故、傷害、盗難等については参加者個人の責任とし、主催者大会実行委員長および三ヶ日青年の家および協賛スポンサー等に対して一切責任を問わないものとする。

第4条 計量した魚は選手個人の責任において処理するが、リリースを推奨する。

第5条 競技規定は、必要に応じて予告なく変更することがある。

第6条 違反の決議と審議

- 1) 競技規定、審査規定に違反する行為の裁決は、すべて大会実行委員の判断に委ねる。
- 2) 大会実行委員長は、本規約にない違反に対して独自の判断で結論を出すことができる。

第7条 出場資格

- 1) King of Lake実行委員会の定めるルールを遵守し、本委員会の方針に賛同するすべての者。
- 2) 出場資格年齢は特に定めない。18歳以下の未成年者は保護者同伴とするが、陸っぱり部門については保護者の同意書を当日提出すれば出場を認める。
- 3) JB プロ資格保有者、遊漁船登録者等も一般参加者と同じく参加することができる。
- 4) 参加艇に乗船するすべての釣り人はKing of Lake参加者でなければならない(プレス・取材者・大会実行委員長が認めた者を除く)。
- 5) 他団体の釣り大会等において、過去に不正を行った者はいかなる理由においてもKing of Lakeには参加できない。
- 6) King of Lakeにおいて不正が発覚した場合は即刻出場資格を取消し、場合によっては損害賠償請求などを行うことがある。これらの詳細については第22条で別途定めるものとする。
- 7) King of Lake協賛企業より、スポンサーの利益阻害ならびに営業妨害等を申告された場合はその選手およびチームについて出場資格を取消し、それまでの成績を除するとともに永久追放とする。また場合によっては損害を受けたスポンサーに対しての損害賠償が発生する。
- 8) 身体障害者であっても、小型船舶操縦士免許、自動車運転免許取得者は、安全確認補助員と同船することで参加することができる。また、大会実行委員長が1人乗船で安全確保ができるものと認めた場合は、エリア限定制限等の特別ルールを設けることもあるが、1人乗船で参加できる。同船する安全確認者は釣りをしてはならない。
- 9) 参加者は全員メール機能付携帯電話を所持し、そのメールアドレスをKing of Lake実行委員会へ登録しなければならない。

第2章 競技規定

第8条 先行者の優先権

- 1) 先行者の許しを得ない限り、釣りをしているボートの半径20m以内に近づいてはならない。(キャストイングをしている、エレキを下している、アンカーを下している、パワーポールを下している状態の時は釣りをしていると見なす)
- 2) 混雑が予想される状況では、先行者の許しを得ることで半径20m以内に近づくことができる。

第9条 情報交換の禁止

- 1) 競技開始から終了まで、自艇以外の釣り人の釣技、釣果、ルアー、場所等を話題にしてはならない。
- 2) 競技中に他からの情報を得てはならない。(非常時以外の通信機器の使用禁止)

第10条 自然保護の原則

- 1) トーナメントエリア内に、あらゆる手段において釣り場の造成、破壊をしてはならない。
- 2) ゴミ、ライン、タバコ等をフィールドに捨ててはならない。

第11条 釣法

- 1) **ルアーフィッシング、フライフィッシングに限る。**
- 2) 生き餌、撒き餌の使用禁止。
- 3) トローリング(エンジンの動力を利用する)釣法を禁止する。
- 4) ドラッグ(エレクトリックモーターの動力を利用する)釣法において、キャスト後に連続100m以上ボートを進めてはならない。同釣法においてキャスト後にリールからラインを引き出してはならない。
- 5) 置き竿の禁止。キャストしてルアーを巻き上げるまでロッドから手を離してはならない。
- 6) **2個以上のルアーを同時に海水面に付けてはならない。**
- 7) ターゲットを故意に引っ掛けてはならない。
- 8) ウキの使用を禁止する。軽量ルアーをキャストするための飛ばしウキや同目的で使用するルアーも含む。但し、ルアーに直接セットするフロートはルアー本体の一部と見なし使用可。
- 9) ボートを係留しての釣りを禁止とする。(アンカー・パワーポールの使用は可)

第12条 タックル

- 1) **ロッド、リール、ルアー、魚探、GPSの個数および量、種類については原則として制限しない。**
- 2) 1艇で1個以上のライブウェルを用意する。同船者がいる場合は、どちらの魚かわかるようにマーカーを必ず付ける。
- 3) トーナメント前1週間は水中カメラの使用を禁止する。また同期間に他人が撮影した水中映像も見てはならない。

第13条 ボート

- 1) 使用するボートは9.9馬力以上の動力船とする。
- 2) 定員を超えての乗船は認めない。
- 3) 海技免許、船舶検査等法律遵守を徹底した上でのボート使用、参加をする。
- 4) すべてのボートには法廷備品一式を備え、船舶保険の加入を推奨する。尚、レンタル

ボートを利用する場合はこの限りではないが、マイボートを含め事故などの場合はすべて自己責任とする。

5) カヤックや非動力型ゴムボート、エレキのみでの参加はできない。

第14条 操船・競技エリア

- 1) 営業船など他船の航路を確保し、安全な航行、停船を行うこと。
- 2) スタート時、会場前指定エリアはデッドスロー、村櫛水路内は前のボートを追い越してはならない。
- 3) すべての釣り人、漁業者の近くを通過する時には十分な配慮をした操船をする。
- 4) 船外機作動中の釣りを禁止する。
- 5) 競技エリア

ボート部門

浜名湖内全域とするが、今切口付近の「遊漁禁止水域」、1・2・3番のJR鉄橋とその隣接する全橋脚、漁港内、各マリーナ桟橋、使用可能な牡蠣棚、定置網等の漁具、これらは禁止エリアとする。またシーズンに応じてこの限りではなく夏季の海水浴場等も場合によっては禁止エリアとすることがある。

陸っぱり部門

私有地、駐車禁止区域に車を停めてはならない。浜名湖内全域とするが、漁港内、各マリーナ桟橋、使用可能な牡蠣棚、定置網等の漁具、これらは禁止エリアとする（海釣り公園、1・2・3番のJR鉄橋とその隣接する全橋脚は可）。またシーズンに応じてこの限りではなく夏季の海水浴場等も場合によっては禁止エリアとすることがある。

6) 各流入河川については定められた橋脚までが競技エリアとなる。橋脚は釣り可とするがボート及び参加者が橋より上流側に出てはならない。

1 新川:三ツ股橋

2 伊佐地川: 恵光橋

3 和地大谷川:弁天橋

4 都田川:みをつくし橋

5 日比沢川:天浜線鉄橋

6 今川: 今川橋

7 入出太田川:内浦の橋

8 日の岡川:日の岡排水機場

9 笠子川: 笠子橋

10 新居漁港入口水路~競艇場側東海道本線鉄橋までは禁止エリア。

第15条 ウェア・露出等

1) あくまでアマチュアトーナメントであるので厳しい規制はないが、協賛スポンサーの利益保護のため、King of Lakeに協賛無き企業の帽子・ワッペン・ウェア等を着用している場合は、公式ホームページへの写真掲載を見送る場合がある。または写真を加工する場合がある。

第16条 プラクティスの禁止

- 1) トーナメント前日の日没以降、当日のスタートまでプラクティスは禁止とする。
- 2) トーナメント当日の朝、会場に向かうまでに魚探掛けやポイント観察、釣りをしてはならない。

第17条 大会中止

1) 荒天の場合、大会実行委員長は、大会の中止またはルールやエリアの変更を決定する

ことができる。

- 2) 大会中止が前日に決定した場合は本部にて発表する。当日の中止決定は、スタート前であれば受付またはメールで伝える。競技開始後の中止連絡は、携帯電話および選手相互連絡とする。
- 3) 中止指令が出た時または荒天により危険を感じた時はすみやかに大会本部に帰着するか、安全な場所に避難すること。避難した場合は安否を本部に連絡する。
- 4) 中止の場合、中止宣言後1時間を帰着受付時間とする。
- 5) 中止の宣言は大会実行委員長が行う。
- 6) 荒天の場合に転覆した船舶からの救助は人命を最優先する。
- 7) スタート開始後2時間を経過した時点でトーナメントは成立したものとする。

第18条 細則

- 1) ライブウエルに規定匹数(3本)を超えてキープしてはならない。
- 2) ボート部門の競技中は原則として大会本部となる三ヶ日青年の家以外に上陸してはならない。
- 3) 競技中の飲酒を禁止とする。
- 4) 表彰式を欠席した選手の賞品は進呈されない場合がある。
- 5) 一般常識的なマナーが欠如している選手は大会実行委員長により次戦からの永久出場停止措置や除名処分をとることができる。
- 6) 他人を利用して場所の確保をしてはならない。
- 7) 大会結果は表彰式終了後30分をもって確定する。集計時の手違いに気付いた場合にはその時点で運営本部へ申告するものとし、結果確定後の申告についてはいかなる場合も受け付けない。

第3章 審査規定

第19条 規定匹数と体長規定

- 1) 規定匹数(リミット)は、ボート部門では生魚3匹とする。陸っぱり部門では生魚1匹とする。
- 2) ウエイン可能な魚種は、シーバス・クロダイ・キビレ・マゴチ・ヒラメとする。
- 3) キーパーサイズは、指定しない。

第20条 順位審査

- 1) ボート部門では、ウエインした魚の総重量で順位を決定する。陸っぱり部門では1匹の尾又長を当日配るステッカーと共にメジャーにあてて第三者がみても正確に尾又長がわかるように口閉じ尾開きで計測し、ウエイン時に写真にて判定する。

第21条 検量

- 1) エラは動かしているが金目になっている魚は「死魚」とし1匹につき300g マイナスとなる。
- 2) エラを静止している魚は「完全死魚」とし検量対象外とする。この場合は選手個人で魚を処分しなければならない。
- 3) 中途ウエインはスタートから帰着30分前まで行うことができる。この場合は生魚でも100g マイナスとなり、「死魚」の場合は400g マイナスとなる。この場合魚が元気であればリリースまたは持ち帰る処理、弱っているようであれば持ち帰る処理をその場で行い、二重検量の疑いをかけられないようにする。なお、中途ウエインを行った場合は検量済みの魚を入れ替えることはできない。

- 4) ウエイインは帰着時間から開始となる。
- 5) 検量ウェイトに対して不服がある場合は1度のみ申し立てにより再検量が認められる。ただし、2度目のウェイトが公式記録となる。

第22条 ペナルティー

- 1) 規則違反に関してはその都度、大会実行委員会で協議した上で処分を決定する。
- 2) 規則違反の内容が悪質でかつ、スポンサー企業および選手個人、三ヶ日青年の家に対して名誉棄損および損害が出る恐れがある場合は、大会実行委員会で協議した上で損害賠償請求と永久追放、除名処分、その他適正な処分を科することができる。
- 3) 悪質な行為により永久追放、除名処分、その他適正な処分となった者は、過去の成績をすべて抹消され、過去にKing of Lakeで得た褒賞をすべて返納しなければならない。しかし、大会実行委員会で協議することでこの限りではない。